の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一～八　（略）

九　借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条第一項の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条第一項の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨

十～十三　（略）

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

**第十六条の七**　（略）

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

**第十六条の八**　（略）

（法第四十一条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

**第十六条の九**　（略）

（法第四十一条の二第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

**第十六条の十**　（略）

（削る）

（法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）

**第十六条の十一**　（略）

**附　則**

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

---

の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一～八　（略）

九　借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨

十～十三　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

**第十六条の七**　（略）

**第十六条の八**　（略）

**第十六条の九**　（略）

**第十六条の十**　（略）

**第十六条の十一**　（略）

（法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）

**第十六条の十二**　（略）

# 省　令

## ○文部科学省令第十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第四項（同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日　　文部科学大臣　末松　信介

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第二章の二　［略］ | 第一章～第二章の二　［同上］ |
| 第二章の三　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四） | |
| 第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の五・第二条の六） | 第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の三・第二条の四） |
| 第三章の二　視覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の七） | 第三章の二　視覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の五） |
| 第四章～第十三章　［略］ | 第四章～第十三章　［同上］ |
| 附則 | 附則 |
| **第一章**　［略］ | **第一章**　［同上］ |
| ［見出しを削る。］ | （放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置） |
| **第一条**　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。 | **第一条**　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。）の提供を行わない措置とする。 |